社会福祉法人　丹南厚生会

小規模多機能型居宅介護センター

やすらぎ古市館

重要事項説明書

ご契約者に対する指定小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成１８年３月１４日厚生労働省令第３４号第８８条（準用）第９条に基づいて、当事業者と契約締結に際して、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1　事業者の法人概要

事業者名称	社会福祉法人　丹南厚生会
法人所在地	兵庫県丹波篠山市味間奥字水坂ノ坪 833 番地 3
電話番号等	TEL　079-594-3333　　FAX　079-594-0909
代表者氏名	理事長　芝　拓哉
法人設立年月日	平成 4 年 4 月 9 日

2　指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	小規模多機能型居宅介護センター　やすらぎ古市館
指定事業所番号	2891400174
所在地	丹波篠山市波賀野新田字大塚ノ坪 139 番地 5
電話番号等	TEL　079-550-9039　　FAX　079-550-9040
管理者氏名	吉田　大介

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする
運営の方針	1　事業所の職員は、通いを中心として、要介護者及び要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めます。 2　事業の実施にあたっては、関係市町村、包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

職　種	職　務　内　容	人 員 数
管 理 者	1　事業所の職員・業務の管理を一元的に行います。 2　法令等において規定されている（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤　1名
介護支援専門員	1　適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2　小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町への届出の代行を行います。 3　連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1名
介護職員	1　利用者に対し、必要な介護及び世話、支援を行います。	看護職員又は 準看護師　1名 ・通いサービス 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上 ・訪問サービス1名以上 夜間帯 ・宿泊サービス1名以上 ・訪問サービス1名以上

(4) 営業日、営業時間及び実施地域

営　業　日	365日
通いサービス提供時間	基本時間　10時～16時まで
宿泊サービス提供時間	基本時間　16時～10時まで
訪問サービス提供時間	24時間
通常の事業の実施地域	丹波篠山市

(5) 登録定員及び利用定員

登　録　定　員	25名
通いサービス利用定員	15名
宿泊サービス利用定員	5名

3　提供するサービスの内容及び費用について

（1）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成		1　サービス提供開始に利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助も目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2　利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3　計画を作成した際には、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書を利用者に交付します。 4　作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		1　利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1　移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2　排せつ介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3　見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康チェック	1　血圧測定や体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます
	機能訓練	1　日常生活に通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活に通じた訓練を行います。 2　リハビリを兼ねたレクリエーション 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを行います。
	入浴サービス	1　入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。

	食事サービス	1　食事の提供及び、食事の介助を行います。 2　身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1　事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。だだし、道路が狭いなどの場合は相談させていただきます。
訪問サービスに関する内容	身体の介護	1　排せつ介助 排せつの介助・おむつの介助を行います。 2　食事介助 食事の介助を行います。 3　清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4　体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1　買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2　調理 利用者の食事の介助を行います。 3　住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4　洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1　利用者の安否確認等を行います。

(2)（介護予防）小規模多機能型居宅介護職員の禁止事項

（介護予防）小規模多機能型居宅介護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為（ただし、介護職員、機能訓練指導員の診療の補助行為を除く。）
② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
③ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の提供
④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービスの提供（大掃除、庭掃除など）
⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑧ その他利用者または家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（3）介護保険給付サービス利用料

≪小規模多機能型居宅介護費≫

サービス提供時間 / 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要介護1	10,458	104,580円	10,458円	20,916円	31,374円
	要介護2	15,370	153,700円	15,370円	30,740円	46,110円
	要介護3	22,359	223,590円	22,359円	44,718円	67,077円
	要介護4	24,677	246,770円	24,677円	49,354円	74,031円
	要介護5	27,209	272,090円	27,209円	54,418円	81,627円

≪介護予防小規模多機能型居宅介護費≫

サービス提供時間 / 事業所区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
同一建物以外	要支援1	3,450	34,500円	3,450円	6,900円	10,350円
	要支援2	6,972	69,720円	6,972円	13,944円	20,916円

※　要介護度別に応じて定められた金額（省令によって変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担になります。

※　介護保険負担割合証に変更があった場合、変更された負担割合にあわせて利用者の負担額を変更します。

※　月途中から登録した場合、又は、月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

※　登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※　登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

（4）加算項目

一定の要件を満たした場合、上記の基本単位に以下の加算が追加されます。

≪（介護予防）小規模多機能型居宅介護≫

・初期加算
・認知症加算
・総合マネジメント体制強化加算
・サービス提供体制強化加算
・介護職員等処遇改善加算

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程に基づき、送迎に要する費用の実費を請求します。 ・事業所から１ｋｍ毎に 50 円
② 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。 ・事業所から１ｋｍ毎に 50 円
③ 食事の提供に要する費用	朝食　350 円 昼食　650 円 おやつ 50 円 夕食　650 円 特別食：高たんぱく食　700 円（昼食、夕食のみ） 療養食　750 円（昼食、夕食のみ）
④ 宿泊に要する費用	2,100 円
⑤ オムツ代等	実費
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるもの ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの 洗濯代　100 円 嗜好品代　100 円 クラブ活動材料費　200 円

4　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及びお支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法 等

① 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとに請求します。

② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者あてにお届け（郵送）します。

(2) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等

① サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．事業者指定口座へ振り込み

イ．利用者指定口座からの引き落とし

ウ．現金支払い

銀行名		支店名	種目	口座番号	口座名義人
中兵庫信用金庫		丹南支店	普通	0228143	社会福祉法人 丹南厚生会

② 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

5 サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはされるよう、必要な援助を行います。

(3) サービス提供は「(介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などにより、必要に応じて変更します。

(4)（介護予防）小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況等に十分な配慮を致します。

6 カスタマーハラスメントに対する事業所の姿勢について

当事業所では、「通い」「泊まり」「訪問」の各サービスを通じて、すべての利用者に安心して住み慣れた在宅生活を継続いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者や家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境や他の利用者の安全な環境を著しく害するおそれのある行為を「カスタマーハラスメント」と定義し、法人として組織的に対応します。

（1）対象となる具体的な行為

①職員や他の利用者に対する威迫・恫喝・侮辱・差別的な発言、人格や尊厳を傷つける言動

②合理的範囲を超える対応の強要（突発的な宿泊や訪問の不当な要求等）、不当かつ執拗なクレーム

③暴力的な行為、脅迫、または事業所内の物品を損壊する行為

④事業所内での居座りや送迎・連絡、訪問時における自宅での長時間拘束・罵倒

⑤謝罪や土下座の強要

⑥SNS・インターネット等を通じた、当事業所や職員に対する誹謗中傷等の投稿

（2）ハラスメント行為への対応

これらの行為が認められた場合には、事業所内での見守り体制の強化や訪問時の複数名対応への切り替え、担当職員の変更、サービスの中断等、法人による組織的対応を行います。また、安全なサービス提供を維持するため、通い・泊まり・訪問の利用組み合わせや提供方法の見直しをご相談させていただきます。

改善に向けた申し入れや利用方法の見直しを行っても改善が見られない場合、または他の利用者や職員の安全確保が脅かされる場合は、サービスの提供を中止、または契約を解除させていただくことがあります。

（3）認知症の症状に起因する言動への配慮

利用者の言動が認知症の症状に起因するものと判断される場合、直ちにこれをハラスメントとみなすのではなく、専門的視点に基づき対応します。

この場合、主治医や計画作成担当者、管理者、各専門職と連携し、ケアプランの見直し、対応方針の工夫、環境の調整、医療的対応の確認など、症状の軽減と安心して過ごしていただけるサービスの継続に向けた取り組みを優先して行います。

その上で、他の利用者や職員の生命・身体の安全が引き続き脅かされる場合や、現場での安全なサービス提供や適切な対応が著しく困難となった場合には、他機関への引き継ぎや一時的なサービスの調整をご相談させていただくことがあります。

（4）外部機関との連携

必要に応じて、警察や弁護士などの外部機関と連携し、法的対応を含めた厳正な措置を行います。

なお、事業所のサービス内容に関する「ご意見・ご要望・苦情」につきましては、所定の窓口にてご相談ください。

7　衛生管理等

（1）衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

（2）感染予防対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、職員に周知徹底します。また、職員への感染管理に関する研修を年 2 回行っていきます。

(3) 他機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

8　緊急時の対応方法について

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

9　協力関係機関

名　称	医療法人 西井クリニック	社会福祉法人 丹南厚生会 特別養護老人ホームやすらぎ園
所 在 地	丹波篠山市波賀野新田 135 番地	丹波篠山市味間奥 833-3
電話番号及び FAX 番号	TEL　079-595-0221	TEL　079-594-3333 FAX　079-549-0909

10　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取組みを行います。また、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供または送迎により損害賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、次項の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	社会福祉法人全国社会福祉協議会
	保険名	しせつの損害補償
自動車保険	保険会社名	朝日火災海上保険
	保険名	自動車保険

11　非常災害対策

①　事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防災管理者）　　在宅部長　　道下　敏章

② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的（年 2 回）避難、救出その他必要な訓練を行います。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族から相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置し、相談及び苦情に円滑かつ適切に対応します。

事業所の窓口 小規模多機能型居宅介護センター やすらぎ古市館	所在地　丹波篠山市波賀野新田 139 番 5 TEL　079-550-9039 FAX　079-550-9040 担当窓口　管理者　　吉田　大介 受付時間　10：00～16：00（月～金）
市（保険者）の窓口 丹波篠山市役所 長寿福祉課介護保険係	所在地　丹波篠山市北新町 41 TEL　079-552-6928 FAX　079-554-2332 受付時間　9：00～17：00（月～金）
公的団体の窓口 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地　神戸市中央区 三宮 1 丁目 9 番 1-1081 号 TEL　078-332-5617 FAX　078-332-5650 受付時間　9：00～17：00（月～金）

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び職員はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員である機関及び職員でなくなった後において

	も、その秘密を保持するべき旨を、職員と雇用契約の内容とします。
②　個人情報の保護について	①　事業者は、利用者から予め文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族に個人情報を用いません。 ②　事業者は、利用者またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③　事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

13　身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷行為他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次の揚げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5 年間保管します。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（1）緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

（2）非代替性

身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

（3）一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14　地域との連携について

（1）運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携を及び協力を行う

等地域との交流に努めます。

(2) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所属する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上運営推進会議を開催します。

(3) 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

15　サービス提供の記録

(1) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から 5 年間保存します。

(2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

令和　　年　　月　　日

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者　　所在地　　丹波篠山市波賀野新田 139 番地 5

名　称　　特別養護老人ホーム　やすらぎ園
（事業所名称）　小規模多機能型居宅介護センターやすらぎ古市館

説明者　　㊞

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者　　住　所

氏　名　　㊞

署名代行者　住　所

氏　名　　㊞

利用者との続柄